政令第二百九十九号

自衛隊法施行令の一部を改正する政令

内閣は、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第九十九条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）の一部を次のように改正する。

別表第十一平成十八年三月の項を削り、同表に次のように加える。

平成二十七年三月	四千三百八十七万円

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

防衛大臣　中谷　元

内閣総理大臣　安倍　晋三